

平成28年度予防接種実施計画

里庄町役場健康福祉課

子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがありますが、予防接種で、予防できる病気もあります。
 お子さまの感染予防のために、すすんで予防接種を受けられますようご案内いたします。（接種間隔等の変更があった場合は、広報紙等にて周知いたします。）

○ 定期予防接種 § 岡山県内の実施医療機関で接種してください

対象疾病	対象者	標準的な接種期間※1	回数・間隔	備 考
Hib感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2月から生後7月に至るまで 追加接種は、初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく	初回3回 追加1回	〔初回接種開始時に2月～7月〕初回接種は、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種は、初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月までの間隔をおいて1回接種します。ただし、初回2回目及び3回目の接種は、生後12月までに行うこととし、それを越えた場合は行わないこととします。(追加接種は実施可能)
			初回2回 追加1回	〔初回接種開始時に7月～12月〕初回接種は、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて2回、追加接種は、初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月までの間隔をおいて1回接種します。ただし、生後12月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わないこととします。(追加接種は実施可能)
			1回	〔初回接種開始時に12月～60月〕1回接種します。
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2月から生後7月に至るまで 追加接種は、初回接種終了後12月から15月までの間隔をおく	初回3回 追加1回	〔初回接種開始時に2月～7月〕初回接種は、標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回接種します。ただし、初回2回目及び3回目の接種は、生後24月に至るまでに接種することとし、それを越えた場合は接種は行いません。(追加接種は実施可能)また、初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は、初回3回目の接種は行いません。(追加接種は実施可能)
			初回2回 追加1回	〔初回接種開始時に7月～12月〕初回接種は、標準的には生後12月までに、27日以上の間隔をおいて2回、追加接種については生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回接種します。ただし、初回2回目の接種は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わないこととします。(追加接種は実施可能)
			2回	〔初回接種開始時に12月～24月〕60日以上の間隔をおいて2回接種します。
			1回	〔初回接種開始時に24月～60月〕1回接種します。
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者	生後5月に達した時から 生後8月に達するまでの期間	1回	
四種混合 〔百日せき ジフテリア 破傷風 ポリオ〕	1期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	生後3月に達した時から 生後12月に達するまでの期間	20日以上の間隔で3回	・接種は生後3月になったらできるだけ早期に行うことが望ましいです。 ・第1期で接種間隔があいた場合は、すべてのやり直しはせず規定の回数を接種します。 ※厚生労働省より三種混合ワクチン(DPT)の販売が終了した旨の連絡がありました。これにより、三種混合ワクチンと不活化ポリオワクチンの回数がそろっている場合は残りの接種については四種混合ワクチンへの切り替えが可能です。不活化ポリオワクチンの接種回数が5回以上とならないようご注意ください。不活化ポリオワクチンの接種回数が三種混合ワクチンの接種回数より多い場合は追加で三種混合ワクチンの接種が必要となることが考えられます。
	1期追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者(1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおく)	1期初回接種(3回)終了後12月に達した時から18月までの期間	1回(1期初回接種(3回)終了後、6月以上)	
二種混合 〔ジフテリア 破傷風〕	2期 11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に至るまでの期間	1回	
麻しん風しん	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		1回	・1期の予防接種は、できるだけ早期に接種を行いましょ。
	2期 5歳以上7歳未満の者(小学校就学前1年)		1回	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	1回目の接種は生後12月から生後15月に至るまでの期間 2回目の接種は1回目の接種終了後の3月以上(標準的には6月から12月に至るまで)の期間	2回	・任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けた事がある者は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなします。
日本脳炎	1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	6日以上の間隔で2回	・初回接種は6日以上、標準的には6日～28日までの間隔をおいて2回、追加接種は初回接種終了後6月以上、標準的には概ね1年を経過した時期に1回接種します。 ・平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた方は、20歳未満の間に、定期予防接種ができるようになりました。1期接種を一度も接種していない場合は、通常の実施方法(1期初回接種は6～28日の間隔をおき2回、1期追加接種はその後概ね1年の間隔をおいて1回接種)に沿って接種してください。1期初回・1期追加接種が不十分な場合は6日以上の間隔をおいて残りの回数の接種を行ってください。2期接種は、1期接種を終えた9歳以上の年齢の者で1期接種を終えて6日以上(可能なら概ね5年)の間隔で1回接種してください。
	1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者(1期初回(2回)終了後、6月以上(標準的には概ね1年))	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回	
	2期 9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	1回	
子宮頸がん※2	小学校6年生から高校1年生相当の女子	中学校1年生の間	3回	・初回接種から1月後もしくは2月後(ワクチンによって異なる)、6月後

※1 「標準的な接種期間」とは、それぞれの予防接種を受けるのにもっとも適した期間です。「対象年齢」の範囲内であれば、定期接種として受けられますが、それ以外の年齢での接種は任意接種となります。
 ※2 子宮頸がん予防ワクチンについて…子宮頸がん予防ワクチン接種後に接種部位以外の体の広い範囲で持続する疼痛の副反応症例等の発生につき、副反応の発生頻度等がより明らかとなるまでの間は、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種を積極的に勧奨しないよう、厚生労働省からの勧告がありました。里庄町においても接種対象者またはその保護者への積極的な勧奨を差し控えています。なお、対象者のうち接種を希望する方については、これまでどおり定期接種として接種できますが、ワクチン接種の有効性・安全性やリスクについて十分に理解していただいた上で接種してください。

○ 里庄町実施医療機関

医療機関名	TEL	予約日時	接種日
にいつクリニック	64-3622	(月～土) 9:00～12:00 (月・金) 15:00～19:00 (火・水) 15:00～18:00	診療時間内
国定病院	64-3213	診療時間内 (月～土) 9:00～12:00 (月～金) 14:00～18:00	予約時に決定
礪川内科医院	64-2001	(月～土) 9:00～12:00 (月～金) 16:00～18:00	予約時に決定

○ 浅口市実施医療機関

< 鴨方町 >		< 寄島町 >	
上田内科クリニック	0865-44-3147	白神医院	0865-54-2025
ナガヒロ医院	0865-44-5665	よりしま中西医院	0865-54-2324
高山医院	0865-44-2332	福嶋医院	0865-54-3177
鴨方第一胃腸科外科医院	0865-44-8111		
栗山医院	0865-44-5125	< 金光町 >	
鴨方クリニック	0865-44-2602	みうら内科循環器科	0865-42-3311
くにもと内科小児科医院	0865-44-9565	ほかま医院	0865-42-6616
すくすくこどもクリニック	0865-44-5400	金光病院	0865-42-3211
		みわ記念病院	0865-42-5000
		たけ耳鼻咽喉科医院	0865-42-5287

※上記医療機関のほか、岡山県内の実施医療機関で接種することができます。

○ 注意事項

(1) 料金について

岡山県内の実施医療機関であれば、無料で接種できます。但し、岡山県外の医療機関で接種される場合や町で定めた対象年齢によらない場合は有料となります。

また、里庄町に住民票がない場合も有料になることがあります。

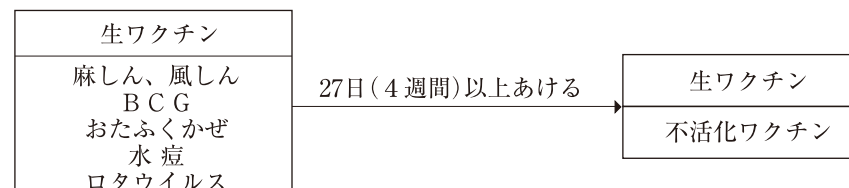
(2) 医療機関で接種を受けられる場合は、予約が必要です。

(3) 保護者以外の方が医療機関へ連れていかれる場合、委任状が必要です。

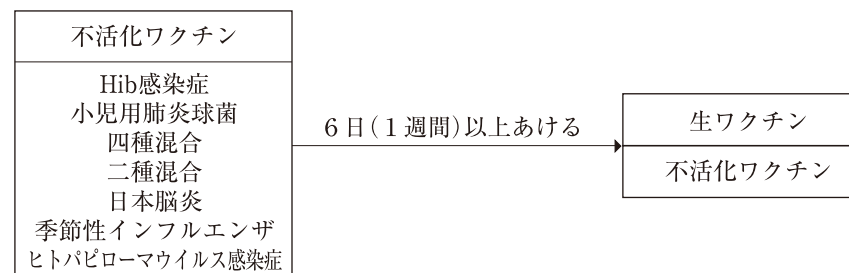
(4) 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます)している方
- ② 重い急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな方
- ④ 麻しん、風しん等の予防接種の対象者で妊娠していることが明らかな方
- ⑤ BCG接種の場合においては、予防接種、外傷等によるケロイドが認められる方
- ⑥ その他、医師が不適当な状態と判断した方

(5) 接種間隔



(生ワクチンを接種した日の翌日から起算して、別の種類の予防接種を行う日までの間隔は、27日間以上おく。)



(不活化ワクチンを接種した日の翌日から起算して、別の種類の予防接種を行う日までの間隔は、6日間以上おく。)

(6) 接種後注意すること

- ① 予防接種を受けたあと30分間は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④ 当日は、はげしい運動はさげましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

(7) 持参品：予診票および母子健康手帳

- (8) その他不明な点がありましたら、里庄町健康福祉課(TEL64-7211)へお問い合わせください。